

連盟要覧

令和6年度

目次

	ページ
● 門真市バレーボール連盟規約	規-1
● 加盟と競技会に関する細則	規-3
● バレーボール大会競技運営確認事項	規-5
● 門真市バレーボール連盟慶弔規定	規-6
● 令和5年度連盟役員名簿	規-7

門真市バレーボール連盟

門真市バレーボール連盟規約

(名称)

第1条 この連盟は、門真市バレーボール連盟という。

(事務所)

第2条 この連盟の事務所は門真市に置く。

(目的)

第3条 この連盟は門真市体育協会に所属し、これに努力し、門真市におけるバレーボールチーム相互の連絡協調により、バレーボールの普及、発展を図り、市民の健康増進、体力の向上と明るいコミュニティーの育成に寄与することを目的とする。

(組織)

第4条 この連盟は門真市に在住する者、または勤務する者により構成されたチーム、および連盟が認めたチーム等をもって組織する。

(事業)

第5条 この連盟は次の事業を行う。

- (1) バレーボール大会
- (2) 門真市体育協会が行う事業に協力
- (3) その他、連盟の目的を達成するための必要な事業

2 この連盟の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(加盟)

第6条 この連盟に加盟しようとするチームは、年度始めに連盟の定める加盟申請書を提出して、連盟に届け出しなければならない。但し、途中届け出を妨げない。

(役員)

第7条 この連盟に次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	1名
理事長	1名
理 事	若干名
顧 問	若干名
会 計	1名
監 事	2名以内

(職務)

第8条 役員は次の職務を行う。

- (1) 会長は、連盟を代表し会務を統轄する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは職務を代行する。
- (3) 理事長は、会長の命を受けて連盟の会務を掌理する。
- (4) 理事は、連盟の事業、その他必要な事項を執行する。
- (5) 会計は、連盟会計の全てを行う。
- (6) 監事は、年1回以上会計の監査を行い、総会に於いてその報告をする。

2 会長・副会長は、理事会の推薦により、総会で承認する。

その他の役員は、総会で選出する。役員任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

3 評議員

- (1) 本連盟に、評議員を置く。
- (2) 評議員は、各チームより1名選出し、この連盟の議案を総会において審議、議決する。

4 名誉会長及び顧問

- (1) 連盟に名誉会長及び顧問を置くことができる。
- (2) 名誉会長及び顧問は、理事会において推挙する。
- (3) 名誉会長は、協会のあり方について会長の要請に応じて提言するとともに必要な調整を行う。
- (4) 顧問は、会長の諮問に応じる。

(会議)

第9条 連盟における会議は、総会および理事会とする。

2 総会

- (1) 総会は、毎年1回会長が招集し、役員及び評議員で構成する。
但し、過半数の出席（委任状を含む）をもって成立する。
- (2) 総会において議決する事項は次の通りとする。
 - (イ) 規約の改正
 - (ロ) 事業及び決算報告
 - (ハ) 次年度の事業計画及び収支予算
- (二) 会長・副会長の承認とその他の役員の選出
- (ホ) 解散

3 理事会

- (1) 理事会は、理事をもって構成し会長及び理事長が必要と認めたときに開催する。
- (2) 理事会において議決する事項は次の通りとする。
 - (イ) 総会に必要な議案
 - (ロ) 連盟運営の必要事項
 - (ハ) その他、会長が必要と認めた事項

(会計)

第10条 連盟は各チームの大会参加金、負担金、寄付金、およびその他の収入をもってこれにあたる。

2 大会参加金その他の金額は毎年理事会で決定する。

(大会規則)

第11条 大会運営は原則として、(公財)日本バレーボール協会規則に準じて行う。

(改正)

第12条 この規約は、総会の過半数以上の同意によって改正する。

(付則)

この連盟の規約は昭和41年4月1日からこれを施行する。

昭和47年4月1日…一部改正

昭和63年4月1日…一部改正

令和 2年4月1日…一部改正

加盟と競技会に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、門真市バレーボール連盟の規則に則り、アマチュアバレーボールを楽しむために加盟団体が遵守しなければならない条項を定めたものである。

(加盟)

第2条 連盟に加盟しようとするチームは、本連盟所定の書式に必要事項を記載して申請するものとする。

2 有効期限は毎年4月1日より翌年3月末日までとする。

(チームの加盟は、年間を通じて受け付ける。)

第3条 チーム構成員の資格は門真市内に勤務または在学、在住する者および連盟が認めた者とする。但し、在学は高校生以上とする。

2 勤務者は、別に定める届け出を提出しなければならない。

3 選手と兼務しない監督、コーチ、マネージャーについてはこの限りでない。

第4条 加盟は一人1チームとする。(家庭婦人から一般女子チームへの加盟はこの限りではない。)

第5条 加盟チームはそのチーム構成員に追加あるいは変更がある場合は、遅滞なく連盟に届け出なければならない。

第6条 加盟チームはそのチーム構成員が退団したときは、直ちに抹消届を提出しなければならない。チーム構成員を抹消された者はその日をもって効力を失う。

第7条 前所属チームより抹消届の出していない場合の移籍者は、新規加盟ができない。但し、前所属チームの抹消届を添付すれば新規加盟を申請することができる。

第8条 移籍者については、抹消の日から3ヶ月を経過しなければ新規チームの構成員となることができない。但し、前所属チームが活動を取り止め、もしくは停止した場合あるいは、勤務先の移動があった者はこの限りでない。

2 家庭婦人参加チームは、年度内移籍はできないものとする。

(大会参加資格)

第9条 連盟の主催する大会への参加は、加盟チームの構成員でなければならない。

但し、所属する加盟チームが当該大会に不参加の場合は、他の加盟チームからの参加を認める。

第10条 大会への参加は、加盟構成員の範囲であれば一加盟チームにつき複数チームの参加も認める。

2 家庭婦人大会の参加資格は既婚者、もしくは35歳以上とする。

3 一般男女、家庭婦人共に門真市在住在勤が過半数以上で構成されるまたは連盟が認めるチームとする。

(大会参加料)

第11条 大会へ参加するチームは、原則として抽選会前までに参加チームごとに選手名簿を添えて規定の参加料を納めるものとする。

第12条 大会参加料は、主催者側の都合により大会が中止されたときのほかは一切返還しないものとする。

(大会運営)

第13条 大会の抽選会後に棄権チームが生じた場合は次のように対処するものとする。

(1) 試合形式がトーナメント方式のとき

- ・棄権チームを敗者として、そのまま競技を行う。

(2) 試合形式が予選リーグ・決勝トーナメント方式のとき

- ・棄権チームが生じた予選リーグのみで再抽選を行う。但し、棄権チームが複数生じ、予選リーグの数に著しい偏りが生じるときは全てのチーム代表者で協議のうえ再抽選を行うことができる。

(3) 当該大会参加チームの協議によって、試合形式などを変更することができる。

(4) その他

- ・競技開始までに競技者が規定の人数に達し得なかったチームであっても、他の参加チーム代表者の合意があれば勝敗を別に競技を行うことができる。このとき再抽選は行わず、競技の得点に関係なく当該チームは敗者(棄権)となる。
- ・大会参加チームが2チーム以下の場合は、当該チームと連盟で協議して決める。

第14条 大会の順位については、リーグ戦では以下の方法により決定する。

(1) 勝率＝勝試合数／負試合数

(2) セット率＝勝セット数／負セット数

(3) 得点率＝総得点数／総失点数

(4) 前3項の結果で同一順位がある場合、以下の方法により決定する。

イ) 2チームの場合は、相互の試合の勝ちチームが上位になる。

ロ) 3チーム以上の場合は、当該大会の大会委員長、競技委員長、審判長が順位を決定する。

第15条 大会参加者は、競技規則に精通し、これを守らなければならない。

2 大会参加の競技者に虚偽の申請がなされた場合、判明した時点をもって試合を没収する。

また、大会終了後に判明した場合、入賞は取り消される。

(付則)

第16条 虚偽の申請をしたとき、その他本規定に反したとき、または合法的であってもアマチュアスポーツマン精神に反すると連盟が認めたときは、加盟チームまたは構成員に対し加盟を拒み、または取り消し、あるいは一定期間大会の参加ならび出場を停止することがある。

第17条 本細則は、門真市バレーボール連盟規約の下において適用される。

第18条 本細則は、平成 7年4月1日より実施する。

平成7年5月15日一部改正(3条の2・3、15条の2追記)。

平成16年3月12日一部改正(3条文言修正・削除、14条文字訂正)

平成25年3月13日一部改正(14条文言修正)

令和2年4月1日一部改正(文言修正等)

令和4年3月一部改正(第10条第3項改正)

令和6年4月一部改正(第9条、第10条第3項追記)

バレーボール大会 競技運営確認事項

1. 本大会は、公益財団法人日本バレーボール協会制定の競技規則に準じて行う。
ただし、ネットの高さ、コート寸法と使用球は下記の通りとする。

種 目		ネット高さ	コート寸法	使用球
6人制	一般男子	2m43cm	9×18m	5号球
	一般女子	2m24cm	9×18m	5号球
	小学生	2m00cm	8×16m	軽量4号球
9人制	一般男子	2m38cm	10.5×21m	5号球
	一般女子	2m15cm	9×18m	5号球
	家庭婦人	2m05cm	9×18m	4号球

2. 競技は、抽選会で決めた方式により行う。
- (1) 全試合原則3セットマッチとする。
 - (2) 決勝戦の試合開始時刻は、会場使用許可時間の1時間15分前となるようにする。
したがって、準決勝戦を行うか否かは試合の進行状況に応じて判断し、本部から会場（チーム）に連絡する。
 - (3) 決勝戦の試合時間が延びた場合でも、会場使用許可時間の15分前時点で打ち切りとし、その時点での総得失点差で勝敗を決める。（同点の場合は、コート内両チーム全員の一齐じゃんけんにより決める）
3. 試合開始は、第1試合については、開会式終了後ただちにプロトコールに入る。
第2試合以降は追い込み方式とする、試合が連続する場合は10分を限度に開始する。
（トスの扱いについては、別途指示とする）
4. 競技は相互審判で行うが、競技の進行状況によっては、使用コート及び補助役員（審判員など）を変更することがあるので、本部からの指示に従うこと。
5. ベンチには有効に申請され、かつ左胸に規定のマークを付けた監督、コーチ、マネージャーと選手15人が入ることができる。（公式練習に参加できる人員も同様とする）
なお、ベンチスタッフ（監督、コーチ、マネージャー）は、大会ごとに申請できる。
6. 公式練習は当該チームの第1試合のみとする。
7. 公式練習から、チームで統一されたユニフォーム（上、下）を着用し、背番号が確認できるようにする。ベンチスタッフの服装は、統一されたものを着用することが望ましい。
（ジーンズ、半パンは不適切）
8. 背番号については、原則として大会を通じて同じ番号とする。ただし、不測の事態が生じた場合には、本部へ申し出て指示を受けること。
9. 試合終了チームは、速やかにコート及びベンチから退出すること。

以上

門真市バレーボール連盟(2023年4月改定)

門真市バレーボール連盟慶弔規定

(総則)

第1条 門真市バレーボール連盟（以下連盟という）規約9条3項（2）に基づいて規定を設ける。

(目的)

第2条 この規定は、連盟の役員、およびその他関係機関等に関する慶弔金の支給について定めることを目的とする。

(種類)

第3条 慶弔金の種類は、祝金（結婚・諸行事）死亡弔慰金（含柩）とする。

祝金、および弔慰金は別表のとおり支給する。但し、その他の祝金、弔慰金については、別に理事会で定める。

(手続)

第4条 この規定に定める弔慰金を受ける事態が発生した場合は、その事実を会長に届ける。

(付則)

この規定は、平成1年3月17日より施行する。

< 別表 >

種 類	内 容	支 給 額
祝 い 金	役員が結婚するとき	10,000円
死亡弔慰金	役員が死亡したとき	柩と30,000円
	役員の配偶者・子・および父母が死亡したとき	柩と10,000円
*関連機関等に関する慶弔については、理事会でその都度定める。		

令和5年度 門真市バレーボール連盟役員名簿

役職 (担当) チーム等	フリガナ 氏名	役職 (担当) チーム等	フリガナ 氏名
会長 パナソニックR&D	カトウ ジュンジ 加藤 純 司	理事 P i e c e	ウエダ リエ 上 田 里 恵
副会長 ツバサ	ヤスマ リョウハイ 安 間 亮 平	理事 ゴーディス	ミツモト マリコ 光 本 真 理 子
理事長 グラッチェ門真	ムラヤマ リキオ 村 山 吏 樹 郎	理事 こだま	オオヒラ アキコ 大 平 明 子
理事 大和田フェニックス	ニシグチ マサヨシ 西 口 正 義	理事 UNITE	アベ アキコ 阿 部 昭 子
理事 パナソニックR&D	オオノ マサミ 大 野 正 己	理事 SAKURA	ハセ ケイコ 長 谷 敬 子
顧問 パナソニックR&D	タナカ ノボル 田 中 登	理事 リーフ	ニッタ チエコ 新 田 智 恵 子
		理事 (会計) リーフ	タカサキ エツコ 高 崎 悦 子
		理事 (監事)	イナバ ユキ 稲 葉 由 紀

門真市バレーボール連盟 諸手当規定

令和5年4月1日制定・令和6年4月改訂

項目	内容	手当金額	交通費	適用例	備考
1 大会役員手当	A) 連盟の事業運営に終日携わるもの	2,000円	なし	連盟の年間事業等の役員として	選手を兼ねる場合は適用外
	B) 連盟の事業運営に半日携わるもの	なし	なし	連盟の年間事業等の役員として	選手を兼ねる場合は適用外
2 派遣手当	A) 北河内（役員派遣）	2,000円	実費	北河内大会役員・審判員など	選手を兼ねる場合は適用外
	// （会議等）	1,000円	実費	北河内地区大会の会議・抽選会など	会費等が必要な場合は実費支給
	B) 大阪府内（役員派遣）	2,000円	実費	大阪府総体、府民バレーの役員・審判員など	選手を兼ねる場合は適用外
	// （会議等）	1,000円	実費	大阪府総体、府民バレーの会議・抽選会など	会費等が必要な場合は実費支給
	C) その他の事業に携わるもの	別途	実費	国内外の大会、イベント等	会費等が必要な場合は実費支給
3 イベント等派遣手当	A) 体協関連（門真市内）	全日 3,000円 半日 1,500円	なし	ラブリーフェスタなど	準備を含む半日以上従事
	B) 体協関連（門真市外）	2,000円	実費	北河内駅伝など	準備を含む半日以上従事
	C) その他	別途	実費	体協役員研修会など	会費等が必要な場合は実費支給
4 講習会・研修会等	外部役員等の招へい	別途	別途	指導者講習会、審判講習会など	連盟役員以外の有資格者 （従事時間により食事支給）
5 大会出場	連盟外の大会へ出場	3,000円	なし	大阪府総体、北河内総体など	出場選手・役員のみ支給 （弁当、飲料等の支給なし）

*主催者側から手当等が支給された場合は、当規定の適用外とする。